

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 7 年（2025 年）1 月 22 日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第 2 号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小 高 咲

2 入札に付す事項

（1）契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

物品託送業務（各単位当たりの単価）

イ 数量

調達予定数量 小口貨物発送 ※1 5,900 個

軽量小型荷物発送 ※2 3,800 個

※1 ～ 30 kg 以下の小口貨物。保冷、着払含む

※2 ～ 書籍、雑誌、商品カタログなど、軽量・小型の荷物。

1 kg 以内、長辺 34 cm、短辺 25 cm、厚さ 2 cm 以内。

市場名称：メール便等

（2）契約の目的の仕様その他の明細

別紙仕様書及び託送業務処理要領のとおり。

（3）契約期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで。

3 入札に参加する者に必要な資格

令和 7 年（2025 年）1 月 22 日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）告示第 3 号に規定する物品託送業務の資格を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

（1）この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 7 年（2025 年）1 月 22 日から同年 2 月 6 日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。郵送可

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
本部経営管理部財務グループ

（2）審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西11丁目

北海道立総合研究機構本部経営管理部財務グループ

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目

北海道総合研究プラザ 1階 セミナー室3

(2) 入札日時 令和7年(2025年)2月20日(木) 14時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、メールでの請求に対しても交付する。

10 送付による入札の可否

認めない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(2) 最低制限価格

設定していない。

(3) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が、取扱規則第10条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を

乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

(5) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(6) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立総合研究機構本部経営管理部財務グループ
イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目
電話番号 011-747-2798

(8) 前金払

前金払はしない。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 部分払

部分払はしない。

(11) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。